

## 名古屋工業技術協会運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する名古屋工業技術協会の運営等に必要な事項について、次のように定める。

### （設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）中部センター産学官連携推進室に、名古屋工業技術協会（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

### （目的）

第 2 条 コンソーシアムは、産総研中部センター産学官連携推進室が中心となり、製造技術、プロセス技術、先進材料技術及び環境に関する最新技術や研究の動向、国の施策、将来技術について情報収集、調査、広報などを行うと共に、ニーズシーズマッチングを行い、会員と産総研との連携を推進し、併せて会員相互の親睦を図る等、ものづくりに関わる産業界の発展に資することを目的とする。

### （事業）

第 3 条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 新技術に関するセミナー、講演会等の開催
- 二 産総研中部センター所属ユニットからの産総研単独の新規出願特許の技術概要の供覧
- 三 技術相談の優先実施対応
- 四 プレス発表情報、公募情報等の提供
- 五 研究カタログ、各種資料等の配布
- 六 見学会の開催
- 七 その他コンソーシアムの目的達成に必要な事項

### （会員）

第 4 条 本コンソーシアムの趣旨に賛同した法人及び団体（「法人会員」という。）及びこれら法人及び団体に所属する者（「個人会員」という。）は、コンソーシアムの会員となることができる。

### （会員の入退会等）

第 5 条 コンソーシアムへの会員の入会は公募とし、入会を希望する者は、法人名、住所、代表者名、その他コンソーシアムが定める事項（以下「届出事項」という。）を記載した申込書をコンソーシアム事務局に提出し、会長が承認する。

- 2 届出事項に変更があったときは、速やかにその旨をコンソーシアムの会長へ届け出るものとする。
- 3 会員で退会を希望する者は、その理由を付した退会届をコンソーシアム事務局あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。
- 4 会員が次に掲げる事項のいずれかに該当するものと認められるときは、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は第 1 3 条に定める理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
  - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
  - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
  - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき。

(事業期間)

第6条 コンソーシアムの事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1～3名
- 三 理事 20名以下
- 四 監事 若干名

(役員を選出)

第8条 理事および監事は総会において選出する。

- 2 会長は理事のうちよりこれを互選する。
- 3 副会長は理事のうちより会長がこれを委嘱する。
- 4 任期の満了前に役員を交代する場合は、交代する役員が後任者を推薦し、理事会で承認を受ける。

(役員の仕事)

第9条 会長はコンソーシアムを代表し、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 理事は理事会の定めるところにより、コンソーシアムの運営について審議する。
- 4 監事は会計の監査をし、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 3 任期の満了前に交代した役員の仕事の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 コンソーシアムの会議は、総会、理事会及び幹事会の3種類とする。

(総会)

第12条 総会は、事業年度終了後速やかに開催するものとする。ただし、理事会の決議により、もしくは会員の3分の1以上の請求がある場合、または会長が必要と認めたときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- 一 会則の変更
- 二 事業計画並びに運営費に係る収支予算
- 三 事業報告並びに運営費に係る収支決算
- 四 その他、会長が特に必要と認める事項

3 総会は会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)を持って成立し、議事は出席者の過半数(委任状を含む)によりこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は理事でもって構成し、会長が招集するほか、理事の3分の1以上の決議により開催するものとする。

- 2 理事会は理事の過半数の出席を（委任状を含む）持って成立し、議事は出席者の過半数に（委任状を含む）よりこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事会）

第14条 コンソーシアムに幹事若干名を置く。

- 2 幹事は会長がこれを委嘱する。
- 3 幹事会は理事会を補佐する。

（運営費）

第15条 コンソーシアムの事業の運営に必要な経費は、会員の負担金をもって、これを支弁する。

- 2 負担金は、法人会員については一口2万円、個人会員については一口5千円の年会費をもって充てる。ただし、一口以上を妨げない。また、年度途中で退会した場合は、年会費の返却は行わない。
- 3 前項の規定に基づく負担金は、国、地方行政機関、大学及び公的研究機関等については、これを免除することができる。

（秘密保持）

第16条 コンソーシアムの活動において、会員間において開示される全ての情報は、秘密として取扱う義務を負わないものとし、会員はコンソーシアムで得た情報を自己の事業活動に使用し、または他の者に開示することができる。ただし、会員間において、別途秘密保持契約等の契約締結により秘密保持義務が課され、その当事者間で秘密の情報が特定され開示を受けた場合は、その情報の取扱いについては、この限りでない。

（知的財産権の留保及びその取扱い）

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産権（工業所有権及び著作権）を留保するものとし、その情報開示は、その知的財産権に基づく実施権または利用権の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条ただし書きにおいて、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をしたときの取扱いは、前条の秘密保持契約等に係る当事者が協議の上、その契約等に定めることができる。

（輸出管理条項）

第18条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号。以下外為法という。）第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿局第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する者（外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。）への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

（事務局）

第19条 コンソーシアムの事務局は、産総研中部センター産学官連携推進室に置く。

（その他）

第20条 本会則に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は理事会の議を経て、会長に諮る。

附則

平成26年7月16日 一部変更

平成27年7月15日 一部変更

平成28年7月21日 一部変更

令和4年8月26日 一部変更

令和6年5月31日 一部変更